

『ひとり親家庭等応援金給付事業』（新事業）について

資料 4

1 父子母子3手当（奨学資金、福祉手当、入学祝金）見直しの趣旨

市民ニーズへの対応

- ・ 物価上昇に見合った金額になっておらず支給額が少額である
 - ・ 支給対象者や支給時期にばらつきがある
 - ・ 一番必要な時期に、必要な額が支給されていない
- 給付金額や時期等を市民生活の実態に見合った給付事業とすること
(それぞれが少額の給付 ⇒ 1番必要な時期にまとめて給付)

3つの事業を
1つの事業へ

2 現行の父子母子3手当の概要

事業名	福祉手当	入学祝金	奨学資金
要 件	市在住1年以上、生活保護 市民税非課税、均等割世帯	市在住1年以上 所得要件なし	市在住1年以上 要保護世帯相当
期 間	出生から義務教育終了 (0歳～15歳)	小・中学校入学時	高校・高専等(3年間)
金 額	年額10,000円(児童2人まで) 1人増すごとに1,500円加算	小学校入学 7,000円 中学校入学 9,000円	月額5,000円
支給総額	160千円	16千円	180千円
実 績 (R5)	1,069件 9,365千円	小 270件 1,890千円 中 379件 3,411千円	1,235件 62,195千円

3 父子母子3手当（旧事業）の廃止について

(1) 廃止とする理由

- ①市民ニーズに見合っていないこと
事業実施から約半世紀が経過し、物価の高騰等とともに給付額や給付のタイミング等が市民生活の実態に見合わなくなってきており、給付の効果が薄れてきている。
- ②児童手当が拡充されたこと（中学生年代⇒高校生年代まで支給拡大）
国の「こども未来戦略」における異次元の少子化対策として、子育て世帯の経済的支援の強化を図ることを目的に、令和6年10月から児童手当の拡充が実施された。

(2) 児童手当の拡充額

高校生年代 月額 10,000円 × 12か月 × 3年 = 360,000円

4 新事業の制度設計にあたって

(1) 支給時期の設定根拠

国等の調査結果を基に、ライフステージごと（小、中、高校）の経済的負担を調査した結果、中学卒業後、高校等入学時の費用に対する支援が不足していることが判明した。それを受け、高校等の進学前または就職前（制服や学用品、被服等の購入のタイミング）である中学校卒業後の3月が、最も効果的な給付金の支給時期だと考えられる。

⇒中学校卒業後の3月支給が最も効果的だと判断。

(2) 支給金額の設定根拠

①進学の場合 【高校入学準備費用】約20万円－【国の高校生奨学資金】約10万円 = 10万円の不足

②就職の場合 母子父子寡婦福祉資金貸付金 就職支度資金の貸付限度額の設定は、10万5千円

(※ひとり親家庭の児童が就職するために直接必要な被服・履物を購入する資金の貸付)

⇒進学、就職どちらの進路を選択した場合も被服費等の準備資金が10万円程度必要。

5 「ひとり親家庭等応援金給付事業」について

区 分	内 容
目 的	ひとり親世帯の児童が中学校を卒業後の進路へ進む際に係る経済的負担を軽減すること
対 象	中学校を卒業するひとり親世帯の児童
要 件	次のすべての要件を満たす者に支給する。 ①市内に1年以上住民登録している者（基準は中学校を卒業する月の初日→3/1） ②父子、母子家庭等の父若しくは母又は保護者 ③3月の児童扶養手当受給者（全部支給・一部支給）※支給対象を限定（所得制限等） ④中学校を卒業する児童を現に扶養する者（※進学/就職等問わず対象）
支給日	公立中学校の卒業式の日付近を想定（※令和8年は3月13日）
申請方法	児童扶養手当の支給口座へ プッシュ型で支給（申請不要）
金 額	児童1人につき10万円
見 込	400件 40,000千円（児童1人あたり10万円×対象者400人）
施 行	令和7年4月1日（令和7年度中学卒業生） ※実際の支給は令和8年3月、令和7年度中学卒業生に支給する。
旧制度の扱い	●2月定例会議決後、令和7年4月1日に公布、移行期間を経て、令和8年4月1日に施行（廃止）とする。 ●また、奨学資金は、移行期間の終了後も現在の受給者に不利益が生じないように経過措置を設け、令和7年度の高校1、2年生は卒業まで支給を継続し段階的廃止とする。

6 今後のスケジュール等

年 度	令和7年度		令和8年度	
新 事 業	4.1条例 公布(制定施行) (事業開始) ●3月支給			
奨学資金	4.1条例 公布	●4月 支給	●10月 支給	4.1条例 施行(廃止) 経過措置あり (段階的廃止)
福祉手当	4.1条例 公布		●3月 支給	4.1条例 施行(廃止) 経過措置なし
入学祝金	4.1条例 公布	●4月 支給		4.1条例 施行(廃止) 経過措置なし